

市民意見について

市 民 意 見	京都市の考え方
(1) 全般についての意見	
① リーフレットが分かりやすく書かれていて良かった。	条例の制定以降、速やかに条例の内容を分かりやすく説明したリーフレットを作成し、市民の皆様配布するとともに、個別の評価結果の公表についても、今後とも分かりやすくお伝えできるよう努めます。
② 評価制度が条例に位置付けられれば、今後も、市自らが市政を見直しし、市政が効率的に運営されることが明確化される。	今回の条例（案）は、効果的かつ効率的な市政の実現を図ることを目的の一つとしています。今後とも、客観的かつ厳格に評価した結果を行政活動の企画立案等に積極的に活用します。
(2) 「客観的かつ厳格な評価の実施」についての意見	
③ 評価手法を随時見直す規定は、柔軟な発想で良い。	京都市では、例えば、大学生等と本市職員が協働し各職場での評価の取組を支援する「事務事業評価サポーター制度」を実施するなど、各評価制度の改善にこれまでも取り組んできました。 今回の条例（案）では、客観的かつ厳格に評価を実施するため、合理的な手法を用いて可能な限り定量的に評価を行う「合理的な手法の原則」や、評価手法について継続的に創意工夫に努める「継続的な創意工夫の原則」のほか、評価に関する第三者機関である委員会の設置や、市民意見申出制度など外部のチェック機能も規定しており、条例の制定を機に、更に適切な評価となるよう取り組みます。
④ 今後も多角的な行政評価ができるよう、この条例を生かして取り組みを続けてほしい。	京都市では、例えば、政策評価を政策重点化方針を決める際や政策の意思決定に活用し、また、事務事業評価を事務事業の見直し等の予算編成に活用するなど、各評価制度の結果をそれぞれの目的に沿って現在も行政運営に活用しています。 もとより評価の結果は京都市としての意思決定に当たっての一つの判断材料となるものですが、今回の条例（案）では、評価の結果を企画立案、予算編成、人事管理、組織管理等に積極的に活用する「積極的な活用の原則」を規定しており、この趣旨を踏まえ、評価の結果を今後更に積極的に活用します。
(3) 「評価結果の積極的な活用」についての意見	
⑤ 評価するだけでなく、評価結果を行政運営に積極的に活用されるよう期待する。	京都市では、例えば、政策評価を政策重点化方針を決める際や政策の意思決定に活用し、また、事務事業評価を事務事業の見直し等の予算編成に活用するなど、各評価制度の結果をそれぞれの目的に沿って現在も行政運営に活用しています。 もとより評価の結果は京都市としての意思決定に当たっての一つの判断材料となるものですが、今回の条例（案）では、評価の結果を企画立案、予算編成、人事管理、組織管理等に積極的に活用する「積極的な活用の原則」を規定しており、この趣旨を踏まえ、評価の結果を今後更に積極的に活用します。
⑥ 行政とは評価で全てが表されるものではなく、評価結果が悪くても将来を見据え継続しなければならないこともある。	もとより評価の結果は京都市としての意思決定に当たっての一つの判断材料となるものですが、今回の条例（案）では、評価の結果を企画立案、予算編成、人事管理、組織管理等に積極的に活用する「積極的な活用の原則」を規定しており、この趣旨を踏まえ、評価の結果を今後更に積極的に活用します。
⑦ 評価の結果に基づき、既存の政策、施策や外郭団体を廃止することができるような条例の仕組みにしてほしい。	もとより評価の結果は京都市としての意思決定に当たっての一つの判断材料となるものですが、今回の条例（案）では、評価の結果を企画立案、予算編成、人事管理、組織管理等に積極的に活用する「積極的な活用の原則」を規定しており、この趣旨を踏まえ、評価の結果を今後更に積極的に活用します。
(4) 「市民参加等による評価の実施と評価結果等の公表」についての意見	
⑧ 市民意見申出制度や市民意識の評価への反映などが実現すれば、より行政が身近に感じられ、市民の参画も得られる。	京都市では、現在、ホームページ等を通じて市民意見を募集している評価制度もありますが、すべてではありません。 今回の条例（案）は、すべての評価制度において市民の皆様から意見を募集し、誠実に処理するとともに、その結果を公表する市民意見申出制度を創設することを盛り込んでいます。
⑨ 評価結果については、早急に分かりやすく公表してほしい。	今回の条例（案）は、評価結果の公表により、市民の皆様に対し説明する責務を果たすことを目的の一つとしています。このため、市会への報告のほか、市民の皆様公表することを盛り込んでいます。
⑩ 評価の前提として、それぞれの政策、施策の行政目的を簡潔に記載し、その目的にかなっているか一目で分かる条例にしてほしい。	評価結果を分かりやすく公表することについては、現在も、例えば事務事業評価において、上位の施策（目的）や事務事業の対象、活動内容、意図等を一覧できる様式とするなど、評価制度ごとに工夫していますが、今回の条例（案）の趣旨を踏まえ、市民の皆様により分かりやすいものとなるよう努めます。
⑪ 行政評価を一つの指標として市民自らが行動することも必要である。	評価結果の公表時期については、現在も各評価において、評価実施後の速やかな公表に努めているところです。 条例制定後は、事務事業評価の評価結果を、2月の予算発表の時期から11月の決算公表の時期に早めて公表することを検討するなど、今後とも更なるスピード感ある市政を推進します。

市 民 意 見	京都市の考え方
(5) 個別の評価制度についての意見	
ア 外郭団体経営評価システム	
⑫ きっちりと経営評価を実施してもらいたい。	外郭団体経営評価については、大学教授、公認会計士、経営コンサルタントで構成する京都市外郭団体経営改善支援チームからの助言を得ながら実施しています。 今回の条例(案)において、外部有識者による助言の実施を規定しており、引き続き、厳格な評価を実施します。
⑬ 何をしている外郭団体で、過去も含め京都市がどういう指導をしたことがあるのかまで公表してほしい。	本市では、毎年度、外郭団体が実施する事業や経営状況を取りまとめた冊子を作成するとともに、団体の業務及び財務に関する資料を情報公開コーナーに設置するなど、積極的に情報公開を行っています。 また、外郭団体への指導については、平成16年7月に策定した「京都市外郭団体改革計画」に基づいて行っており、毎年6月に実施状況を総務局行政改革課ホームページ(http://www.city.kyoto.jp/somu/gyokaku/)で公表しています。 今回の条例(案)において、市民への評価結果の公表を規定しており、今後も、外郭団体の情報公開の充実を図ります。
イ 公共事業評価制度	
⑭ 関連する事業も含め、市民に分かりやすい報告を期待する。	公共事業評価については、委員会開催内容と委員会からの意見書、意見書に対する本市の対応方針について、建設局監理検査課ホームページ(http://www.city.kyoto.jp/kensetu/kikaku/index.html)にて内容を公表しています。今後は、評価対象事業だけでなく、関連する事業の説明等も加え、より市民に分かりやすく公表を行うよう努めます。
ウ 学校評価システム	
⑮ 学校評価システムは他の評価制度と質的に異なるものであり、どのような形で第三者評価を導入し、その結果に基づく改善が行われるかが分からなければ、第三者評価を導入するのは不安が残る。	学校評価システムは、学校と家庭・地域の皆様が、それぞれ子どもたちの教育に関わる当事者として、相互に、その教育力を高め合っていくことを目的としています。 そのため、単に全ての学校を同じ項目・基準で評価するのではなく、それぞれの学校において、学校と家庭・地域の皆様が、地域の特性を踏まえた「育てたい子ども像」を共有し、課題意識を共有し、行動を共有するPDCAサイクルの中で、評価結果の共有を行うとともに、教育活動の改善につながるよりよい評価システムとするため、継続的な見直しを行っています。
⑯ 学校がそれぞれの状況に応じた評価を行っている現状を見ると、「合理的な手法の原則」が実際に適用されるのか疑問である。また、「継続的な創意工夫の原則」も、具体的な手続が明記されていなければ、実効性があるとは思えない。	また評価の客観性及び公平性を担保するため、教育委員会において学識経験者等による第三者機関を設置し、評価方法等の在り方について検討を行っています。
⑰ 評価システムの現状の総括を行い、問題点、改善点を公表し、自らの自己点検、自己評価を行ったうえで、条例に加えるべき。	